

遺産分割協議書の記載例

被相続人朝日太郎(平成28年1月28日死亡 住所 武蔵野市南北町4丁目8番地)の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

1 相続人朝日花子が取得する財産

- (1) 武蔵野市南北町4丁目8番
宅地 328平方メートル
- (2) 右同所同番地 家屋番号8番
木造瓦葺平屋建 居宅 床面積99平方メートル
- (3) 右居宅内にある家財一式
- (4) ○○電力株式会社の株式 1000株
- (5) 株式会社○○製作所の株式 1500株
- (6) ……………

2 相続人朝日一郎が取得する財産

- (1) 株式会社朝日商店の株式 45,000株
- (2) ○○銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金
1口 800万円
- (3) ……………

3 相続人朝日次郎が取得する財産

- (1) 株式会社朝日商店の株式 40,000株
- (2) ○○信託銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金 1口 350万円
- (3) 洋画○○作「風景」ほか4点
- (4) ……………

4 相続人夏野春子が取得する財産

- (1) 国分寺市東西町5丁目6番

宅地 89平方メートル

- (2) ○○社債 券面額 600万円
- (3) 現金 70万円
- (4) ……………

5 相続人朝日一郎は、被相続人朝日太郎の次の債務を継承する

○○銀行○○支店からの借入金

右のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するための本書を作成し、左に各自署名押印する。

平成28年5月6日

武蔵野市南北町4丁目8番地

相続人 朝日 花子 印

武蔵野市南北町4丁目8番地

相続人 朝日 一郎 印

武蔵野市南北町四丁目八番地

相続人 朝日 次郎

三鷹市上下2丁目5番地

朝日次郎の特別代理人 山野 太郎 印

国分寺市東西町5丁目6番地

相続人 夏野 春子 印

(注) 遺産分割協議書に押印する印は、その人の住所地の市区町村長の印鑑証明を受けた印